The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	夫婦別姓選択制の法制化を求めた、80－90年代の市民運動 ： 運動参加者の経験から
Author(s)	奈良林, 朋美
Citation	日本学報. 2023, 42, p. 18-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91308
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

［2021年度　卒業論文❶］

夫婦別姓選択制の法制化を求めた、80−90年代の市民運動

── 運動参加者の経験から──

奈良林　朋美

要旨

本論文では、「夫婦別姓選択制をすすめる会」（東京）、「結婚改姓を考える会」（関西）、「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」（愛知）を対象に、1980−90年代に夫婦別姓選択制の法制化を求めて活動した市民運動の様相について明らかにする。

第1章では、明治期から続く夫婦同姓の意味と、それが80年代以降女性差別として問題化された流れを整理し、この問題と時代を扱う意義を示した。また、夫婦別姓への要求がフェミニズムを内包しながらフェミニズムからの批判を受けるものであったことを確認した。

第2章では、「夫婦別姓選択制をすすめる会」を事例に、フェミニズムを内包する運動がその思想に相反する多様性を持つ際の深い葛藤に向き合う際の一つの様態を示した。すすめる会では、対立する主張をぶつけ合い議論を続けることで包括的な運動の方法が模索された。

第3章では、「結婚改姓を考える会」と「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」を事例に、異なる動機への葛藤を小さくすることで可能となった共闘の形を提示した。「考える会」では理念より実践を重視することで共闘が図られ、「あいち別姓の会」では多様な動機を含める表現を用いて行政に働きかけを行うという方法で共闘への試みがとられた。

どの会の試みも、それぞれの異なる別姓への思いを受け止めながら、現行制度の差別性を問いかけ、その先の社会の変化を求めた運動であった。

目次

はじめに
第１章　夫婦同姓強制の意味とその問題化
　第１節　「家」のための同姓強制
　第２節　夫婦同姓の問題化
　第３節　フェミニズムとの交錯
第２章　「夫婦別姓選択制をすすめる会」
　　：多様性の包摂に至るまでの議論

第１節　発足と活動
第２節　相反する言説への対峙
第３節　戸籍の再焦点化
第４節　「第二世代」の語りから
第３章　「結婚改姓を考える会」と「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」：対立しない多様性
第１節　「結婚改姓を考える会」：発足と活動
第２節　「結婚改姓を考える会」における言説：実践の重視による多様性の背景化
第３節　「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」：発足と活動
第４節　「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」における言説：「目的」の共有による動機の対立の解消
おわりに
参考文献一覧

はじめに

夫婦別姓選択制（以下、「夫婦別姓」「別姓」はすべて選択的なものを指す）とは、法律婚をした夫婦が、夫婦で共通の姓を称するか、夫婦それぞれが自身の姓を称するかを選択できるようにする制度のことである。現行の民法は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する（750条）」と定めており、法律婚をした夫婦は必ず姓を一方に統一しなければならない。この規定は、双方が姓を変更したくない夫婦にとって、婚姻に際しての大きな障壁となる。さらに、どちらの姓を称するかは夫婦の選択に任されているものの、実際には男性側の姓を選択する夫婦がほとんどである[1]。この状況は現在も根深く残る女性差別の一つとなっており、国連からは是正するよう勧告がなされている[2]。現行制度のもとで夫婦別姓を実践するには、事実婚か、改姓した側の通称使用という方法があるが、いずれも困難はあり、夫婦別姓法制化の必要性は明らかである。

2022年現在も未だ法制化がなされていない夫婦別姓であるが、導入に向けた議論は戦後の民法改正からさほど経たない1950年代から開始されていた［民法改正を考える会 2010］。そして1996年2月26日には法制審議会が夫婦別姓選択制も含めた「民法の一部を改正する法律案要綱」（以下、「要綱」）を答申した[3]。一部の強硬な反対により、「要綱」の国会提出には至らなかったが、夫婦別姓に関するこれまでの歴史的経緯において非常に重要な出来事の一つであった。

この時代、女性たちを中心に、市民の側からも夫婦別姓の法制化を求める市民運動が盛んとなった。1984年に「夫婦別姓をすすめる会」（後の「夫婦別姓選択制をすすめる会」）が発足すると、80年代後半には全国各地にいくつかの会が誕生した［福沢 1989］。会には夫婦別姓を求める市民が集まり、勉強や情報共有をし、また世間へのPR活動や行政への働きかけも行われた。96年初頭にはこうした各地の会を繋ぐ「すすめよう！民法改正ネットワーク」が創設され、同年6月には32団体が名を連ねて改正法案の国会上程を求める要望書を提出している。

本研究は、この市民運動の活動実態について明らかにし、その内部に存在した言説の多様性やそれゆえ生じる矛盾・対立に、運動の現場にいた人々がどのように向き合ってきたかを解き明かすことを目的とする。また、夫婦別姓法制化の要求の一部はフェミニズム的な目的から端を発しているため、本研究ではフェミニズムを内在させた市民運動において

生じる衝突の様相とそれへの向き合い方の一例を提示し、共闘の可能性について探る。

夫婦別姓に関する書籍や研究は膨大である一方、その市民運動に関する研究は管見の限り多くない。その中で重要な研究としてはShin[2004]、諫山[1997]、笹川[2007]が挙げられる。Shin[2004] は、夫婦別姓運動(団体的運動/個人的実践の両方)について、男女平等という法規範と実際に家族生活において女性が直面する困難とのギャップの中で、女性たちが試みた抵抗の形態であると述べる。諫山[1997] は、自身の市民運動での経験を通して、社会運動としての別姓運動には、別姓の法制化を求める「婚姻届への自由」と婚姻制度を問題視して制度外を生きる人への差別解消を求める「婚姻届からの自由」という二つの矛盾した流れがあると指摘している。これは特に諫山の参加した「結婚改姓を考える会」に顕著な特徴であった。運動内の多様性については笹川[2007]も挙げている。笹川[2007]は、夫婦別姓の法制化が実現しない要因の一つとして市民運動も含めた別姓賛成派内における言説の多様性やそれによる対立を指摘している。夫婦別姓といえば解決すべきジェンダーの象徴的問題であるという画一的イメージに対して、一枚岩ではない実態を明らかにしたという点で評価できるが、別姓賛成派の言説の類型化にとどまっている。いずれの研究も、内部の多様性について指摘しながら、それを抱えた実践について触れていない点は共通している。ここに本研究の意義がある。多様な言説を内に抱えながら、それぞれの会がどう運動の歩みを進めてきたのか、その実践の歴史について、運動の現場にいた人々の経験や考えに焦点を当てる形で明らかにしたい。

本研究は「夫婦別姓選択制をすすめる会」(東京)、「結婚改姓を考える会」(大阪・兵庫)、「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」(愛知)という三つの会を調査対象に、各会が定期発行していた会報、制作した冊子、その他関連の一次資料、そして会員への聞き取り調査を資料として実施した。これらの会は夫婦別姓に関する市民運動全体を眺めても、発足が早く、数多くの会員を擁していた。各地域における代表的な市民運動であったと言える。

第1章では、先行研究をもとに夫婦の姓に関する歴史的規定とその意味を確認し、80-90年代に夫婦別姓が問題化された背景を整理する。また、夫婦別姓に対するフェミニズムからの批判と、市民運動に内在したフェミニズムの在り方についても論じる。第2章以降は、筆者の調査に基づき、具体的に三つの会における運動の実践について、論を進めていく。第2章では、言説の多様性を内部に抱えることに対して大きな葛藤を抱きながら、包括的な運動に向けてその解決策を模索した「夫婦別姓選択制をすすめる会」について述べる。続く第3章では、同様に内部に言説の多様性を抱えながら、対立がさほど表面化せずに運動を進めてきた「結婚改姓を考える会」と「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」の事例から、どのような実践がこうした状況に繋がったかを明らかにする。

〈各会の聞き取りの日時と語り手（敬称略）〉

・夫婦別姓選択制をすすめる会

2020年11月7日、2021年11月6日の例会に参加。個別では2021年8月28日にN.Y.（zoom）、2021年9月2日にM（zoom）、K.N.は書面回答。3名は当時60歳から60代前半。

表1：夫婦別姓選択制をすすめる会への聞き取りの語り手

N.Y.	別姓を男女平等の基本と考える。母子家庭で育ったため「男が主」という感覚が無く、男性優位社会へ疑問を抱くように。パートナーからは事実婚への同意を得るも、相手方の親に反対され、法律婚をした。その後ペーパー離婚。
M	姓に合うようにと名前を名付けられたため、アイデンティティを持っており、「切り離してはいけない」と考える。「家」という考えは嫌で、嫁役割もしないように付き合っていた。法律婚で通称を使用。パートナーは理解があるが、法的保護がないという点で事実婚には同意しなかった。
K.N.	「女だから姓を変えるのが普通」に引っかかった。会に参加して制度の不備で（特に）女性が苦しむと知り、制度を変えるべきと考えた。法律婚をして通称使用。パートナーが亡くなり、復氏届を出した。

（出典：聞き取りをもとに筆者作成）

・結婚改姓を考える会

2021年8月21日、9月11日、12月18日の「おしゃべり会」に参加。10月30日の例会とその二次会にて本格的に聞き取りを実施。全てzoomを介して実施。以下は10月の際の参加者であり、例会参加者のほとんどが当時60±1歳。

表2：結婚改姓を考える会への聞き取りの語り手

緒方由紀子	会の創設者の一人。元々婚姻関係を届け出て国家に管理されることへの疑問と姓を変えたくない気持ちを持っていた。会の発足の前年・87年に事実婚。お子さんの出産に際して、07年末に法律婚をし、08年明けにペーパー離婚をした（出産の約2ヶ月前）。子はパートナーの姓。以来、配偶者控除はないものの、寡婦控除を受けられていたが、2020年の税制改正によって事実婚関係にある人は寡婦控除を受けられなくなった。そのため2020年末に二度目の法律婚をし、2021年明けにペーパー離婚をして初めて配偶者控除を受けた。
O	87年に法律婚をして通称使用をするが、我慢ならず一年でペーパー離婚。20年ほど後にパートナーが亡くなり、事実婚関係での相続のための工夫[4]を経験した。その後、外国籍の現パートナーと法律婚をしたが、届け出なければ姓は変わらないため（注釈9参照）変えていない。「別姓関連のフルコースをしている」と語る。
小川かおり	（今で言う）ジェンダーやフェミニズムの様々な問題に関心があり、他にも婚外子の問題に取り組む運動や、女性問題の研究会にも関わっている。緒方さんとは幼馴染でもあり、会の活動の当初から参加していた。シングル。

久部恵子	92年に事実婚。「今の状態を結婚していると言っていいか疑問」とも。事実婚で不都合は特にない。別姓を通して「姓を変えるのは嫌だ」と自分の意思を言えたことは人生において大きなことであったと語る。
Y.K.	子供の頃から姓への強いこだわりがあったが、パートナーも改姓は嫌で、「自分が嫌なことは相手に強制できない」と思った。パートナーの仕事の関係もあり、パートナーの姓で法律婚（91年）をし、通称使用。会で通称使用の問題点などを話し合うことで折り合いを付けてきた。
新出	パートナーの親との関係もあり91年に自分の姓で法律婚をしたが、パートナーの職場での通称使用が難しく、すぐに法律婚を解消し、事実婚に変更した。パートナーはＥさん。一人目のお子さんは嫡出推定で新出姓、二人目のお子さんはパートナーのＥ姓で非嫡出子（新出さんの認知した子）。
E （二次会）	自身の親の反対があったため、一度「実績作り」のために法律婚（91年1月）をしたが、職場での給与関係で通称使用ができず、法律婚を解消した（同年3月）。法律婚前のＥ姓→新出姓と、法律婚を解消したことによる新出姓→Ｅ姓の改姓届を2枚まとめて提出。パートナーは新出さん。子ども二人の親権はＥさんが持つ。
H.S. （二次会）	別姓で40年以上。子どもの出生届と同時に自分の姓で婚姻届を出した。1か月ほどで便宜上ペーパー離婚。姓を変えたい人は変えて、変えたくない人は変えないでいい、単純な問題だと考える。
F.F. （二次会）	30年ほど事実婚をしている。ダブルインカムで、子どもがいなかったため、特に問題は生じなかった。マンション購入やパートナーの手術の同意の際も問題は生じなかった。緒方さんとは職場の同僚。

（出典：聞き取りをもとに筆者作成）

・夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会

会の呼びかけ人の一人であり、会の連絡先の役割も担う二宮純子さん（70代後半）への聞き取りを9月26日に実施。二宮さんの法律事務所内にて。

表3：夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会への聞き取りの語り手

二宮純子さん	夫婦に同姓を強制する現行制度は男女不平等であると考える。 小学生のころ、親戚の子どものいない夫婦の元に、姓を受け継ぐためと老後の世話のため、養子になった。自身の結婚の際に二宮姓に改姓し、墓の継承のことで親戚とトラブルになった経験がある。

（出典：聞き取りをもとに筆者作成）

［第1章］
夫婦同姓強制の意味とその問題化

第1節　「家」のための同姓強制

現在に繋がる強制的夫婦同姓の起点となったのは1898年に制定された明治民法であり、その歴史は130年ほどである。「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル　入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル(788条)」、「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス(746条)」と定められ、婚姻によって妻が夫の家に組み込まれること、その際の手法として氏が利用されることが規定された。上野[1989：158-160]は夫婦同姓への移行によって家父長制、すなわち夫の妻への完全な支配が完成したと指摘する。そして同時期に家族単位の身分登録制度として確立された戸籍は、民法で規定された「家」を投影し、戸主とその家族の親族関係を登録公証するものとなったため、差別に悪用されたり、正当な家族意識とそこからはずれないような規制効果を生んだりという効果をもたらした[二宮 1996：154]。つまり、明治民法と戸籍法によって戸主が絶対的な権力を持って家族を支配する家制度が成立し、その権力を媒介し、家族の範囲を顕在化させたのが、家族に統一の氏であった。

戦後、1947年に新憲法が施行されると、特に個人の尊厳と両性の平等という規定に明治民法ではそぐわなくなった。そのため民法改正がなされ、47年末には現行民法が成立、翌1月1日から施行された。その時定められたのが、第四編親族・第二章婚姻・第二節婚姻の効力「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する(750条)」である。これにより公的には家制度は廃止され、氏は「家」を表すものではなく、個人の呼称となったと言われている[二宮 2018]。しかし、戸籍において家族単位登録は維持され、さらにその編製原理に「同氏同戸籍」が設定されたことで、氏(姓)が家族を表すものとして残り、人々にとって従来の家制度の解体をはっきりと自覚させるものではなかった。

こうして残存した「家意識」に対して、行政による改正検討案はいかなる態度をとったか。法制審議会は二度の中間報告(1992, 1995)や要綱試案(1994)を挟みながら5年に渡って審議をし、1996年の2月に最終答申をまとめた。ここでは、要綱試案と最終的な「要綱」、そして民法改正に付随する戸籍の新しい編製方法の内容と意味を確認する。

まず、別姓が法制化された場合の別氏夫婦の戸籍の編製方法には、別氏同戸籍、別氏別戸籍、個人籍が考えられた[榊原 1992][高橋・折井・二宮 1993]。別姓法制化を求めた市民運動は、次第に戸籍のあり方へ議論を移していくが、それはその形式次第で「別姓」の持つ意味が全く変わってくると考えられたためである。別氏同戸籍は、元々の戸籍編製原理である「同一氏のみが共に記載される」という規定を変え、夫婦（と子）という家族単位の編製を優先したものである。家族単位の登録を行うために必要な「筆頭者」、つまり「夫婦間に権力関係を生む仕組み」が残される。家族単位の戸籍編製と、夫婦間に序列がつくこと、この二点の維持によって、これは家意識を相変わらず残存させるものである。比較すると、別氏別戸籍や個人籍では家族単位の管理が崩れ、夫婦の間の序列も生じない。家意識の問題化が有力な言説であった市民運動では、やはり同戸籍は拒否する姿勢が見られたが、一方で別姓を求めつつも戸籍は問題化しない人や別姓法制化を確実に達成するために、戦略的な妥協もやむをえないとする意見もあった[柏谷 1992]。また、個人籍になれば問題が全て解決するわけでもなく、その内容

こそが重要であるという指摘もなされた。

1994年、「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」は、考えうる夫婦別姓のあり方として以下の3つの案を挙げた。A案：同姓が基本だが別姓の選択も可能、B案：別姓が基本だが同姓の選択も可能、C案：夫婦が同姓だが改姓した側の通称使用を法的に保障する、というものである。C案は、事実上夫婦の一方に改姓を強いる形であり、「婚姻により女性が相手の姓になる＝相手の家に入る」という慣習に基づく意識を変えることはできない。これには、市民運動からも反対の意が強く表明された[5]。

そして、最終的な「要綱」の骨子は、①夫婦は同氏、又は別氏、②婚姻後の別氏⇔同氏の変更は認めない、③別氏夫婦の子の氏は統一で、婚姻時に定める、④既婚夫婦が別氏にするための届出期間は法律施行後1年以内、という四点であった[二宮 2018]。さらに、「要綱」が出される約1か月前には、別氏夫婦の戸籍の編製について、同戸籍とすることが定められている[6]。「要綱」が婚姻の際に子の氏を定めることを要求するのは、ここで子の氏として定められた側の氏を称する者が、戸籍の最初に記載される者となるためである。つまり、家族単位の戸籍を維持するためには夫婦間の序列を定める必要があり、そのために子の氏をどうするかという規定が利用された。結局、この改正案では家意識の解消という効果が期待できず、また、現状存在する差別の是正にもならないため、市民運動からも不満の声が上がっている。さらに子の姓が統一されていることによって、親の姓を残したいがゆえの別姓を求める人々にとっても非常に大きな壁を残すものであった。

第２節　夫婦同姓の問題化

まず、夫婦別姓がどのような社会背景の中で問題化されたのか整理する。80-90年代の動きの前史には70年代ウーマン・リブがある。西村[2006：37]は、リブによってできたネットワークにおいて結婚改姓の問題はすでに提起されていたと指摘する。日本の初期ウーマン・リブの中で生まれたミニコミ誌『女・エロス』の中では度々結婚制度そのものへの強い批判が展開され、その中で姓の変更も付随する問題として捉えられていた。同雑誌Vol.6に投稿された「たかが改姓じゃないかって！？」では、周囲の無理解への怒りの表明と、同志へ運動の呼びかけがなされている[「女・エロス」編集委員会 1976：137]。

リブの盛り上がりの後も、女性の権利拡大の流れは続いた。国際的には、国連が1975年を「国際婦人年」と定め、続く十年の間に女性の権利保障を推進し、1979年には女性差別撤廃条約が採択された。日本も85年には条約を批准し、91年の「新国内行動計画」では夫婦別姓を含めた家族法の見直しを掲げた。考える会への聞き取りでも、国際的な女性の権利意識の高まりの影響で、国内でも総じて様々な社会問題へのアンテナが多く立っていた時期であったことが語られた。

しかし、夫婦別姓に関する代表的研究者の一人である星野が挙げる同姓問題化の社会背景は、必ずしもこうした女性の地位の問題化という視点を共有するものではない。星野[1989：98-99]は、80年代以降の議論の盛り上がりについて、有職女性の増加、〈家内〉にならずに固有の氏名を持ちたい女性の増加、長男・長女時代の反映、そして80年代に活発化した国籍法改正の動きによって日本の戸籍制度の特殊性に焦点が当てられたという四点を背景として挙げる。後には個の尊重やアイデ

ンティティ確立のためという希求が存在したことも加えている[星野 2003]。ここには仕事やアイデンティティにおける一貫性という自身の都合の問題や、男兄弟のいない女性が自分の実家の姓を継ぐことを願う姓の存続の問題が同姓強制の弊害として存在している。同時期、福沢[1989：16-17]は夫婦別姓を求める人々を、結婚即ち改姓の流れに疑問を抱く「アイデンティティ派」、職場で旧姓が使えればいい「ダブルネーム派」、そして「家名存続派」の三派に分類した。こうした動機の多様性は市民運動の難しさに直結していったが、それについては第2章以降で詳述する。

学術的には、『女の「姓」を返して：夫婦別姓のすすめ』[井上 1986]が別姓賛成派のパイオニアの書となった。当書は、未婚・シングル/既婚/離婚/再婚の各局面における夫婦同姓に関連する問題を、アンケートや寄せられた体験談を紹介して論じている。中でも井上が大きく扱ったもののひとつとして墓の問題[7]があり、当時夫婦別姓に関心を持っていた人々にとって、墓の問題がいかに重要であったかが分かる。星野が指摘した長男・長女時代の到来という社会背景によって生じる典型的な問題である。この点は現代の議論からはあまり見えてこない部分であるが、80-90年代を対象とする本論文においては見落とすことはできない。

90年代に入ると同姓強制の問題点は理論的に整理されていく。東京弁護士会女性の権利に関する委員会[1990：35-37]はその問題について、①自己喪失感②配偶者間の不平等感③家意識の残存④個人としての信用・実績の断絶⑤改姓に伴う手続きの煩雑さ、の5点に集約でき、中でも①自己喪失感は同姓強制制度の最大の問題点であるとしている。

澤田[1990：37-39]が挙げる改氏の苦痛・不利益の内容はこれと非常に似ているが、⑥一人っ子の増加により息子がいなくて娘だけを持つ親が、娘が婚姻しても改氏しないでほしいと希望する問題が追加されている。これを「家意識」に結び付いた立場からの要望であるとする批判に対して、澤田は「「氏」へのこだわりが同氏強制によって否定されるなら、これをも一つの保護されるべき不利益の内容として考えるのは決して背理とはいえまい」[1990：39]としている。

高橋・折井・二宮の共著[1995：5]では、同様の問題を指摘したうえで、これらの問題を女性が抱える問題であると明言している点に特徴がある。制度上どちらでもいいはずの改姓の問題を女性が被る問題とすることで、同姓強制の持つ女性差別的な側面がよりはっきりと暴き出されている。しかし、これは同時に男性の当事者性を見えにくくする危険性もはらんでおり、注意が必要である。

また、同姓強制の法的な問題も指摘された。東京弁護士会女性の権利に関する委員会[1990：66-115]は、夫婦に同姓を強制することは、憲法第13条から導き出される「人格権」としての「氏名権」と、同じく憲法13条から導き出される「プライバシーの権利[8]」、憲法第21条の「表現の自由[9]」、憲法第24条「結婚の自由[10]」の侵害であると指摘する。さらに、憲法第14条1項「両性の平等」への壁にもなっているとも述べている。現行民法750条はどちらの姓に統一するかは夫婦にゆだねているため両性の平等は達成されているとする言説に対し、同書は、現状はとても平等とは言い難く、女性差別的な慣行や意識が残る中で単に法的な「機会の平等」を確保しても、実質的には機会の不平等が残ると論じている。また、例え社会全体で夫の姓を選ぶ人達と妻の姓を選ぶ人達の割合が同じになったとしても、各夫婦内には必ずどちらかの譲歩があり、その状況は平等とは言えないともしている。

第3節　フェミニズムとの交錯

先行研究で多く見られた「家意識」の問題化や女性差別の問題としての焦点化は、多様な別姓への希求の一つであり、80-90年代の市民運動の中では主流と言える言説であった。

夫婦別姓の法制化を求めることで家意識や女性差別を問題化しようとする言説は、女性を現状の被支配的な立場から解放しようとする試みである。上野[2006：139-142]は、フェミニズム運動の条件として、①女性による自立的な運動であることと、②女性の「当事者性」を通して「性役割」の問い直し、すなわちジェンダーを問題化することであると定義した。そして次章以降確認する通り、別姓を求めた市民運動は、他でもない女性たちの中から興隆した、被支配的な立場を乗り越えようとする闘争であった。

しかしながら、夫婦別姓への希求はフェミニズムから批判を受けるものでもあった。これらの批判は大きく二種類に分類できる。一つは国家に性関係を届け出ることそのものへの批判であり、もう一つは、その延長として、別姓夫婦が国家に認められた性関係となることによって届出婚主義が強まり、そこに当てはまらない人々への差別の増強に繋がるのではないかというもの[11]である。

上野[1989]は前者にあたり、夫婦同姓が家父長制維持の手段であることは認めつつ、別姓を求める人々に対して「なぜ法律婚としたがって戸籍制度とを守ろうとするのだろうか」[1989：164]と疑問を呈する。現行の婚姻制度は、経済力を持たない者としての妻を「保護」することで女に無業でいることを奨励するので、それを拒否し、あとは嫡出子/非嫡出子間の差別もなくなれば法律婚をする意味はほとんどないと主張する。

しかし、実際に日本社会で法律婚を拒否することは弊害があまりにも多い。上野は「嫡出子と非嫡出子の間の差別もなくなれば」[1989：165]と簡単に仮定するが、80-90年代当時は相続分差別や住民票・戸籍における表記の差別など、今よりも歴然と差別が存在した。また、経済的な障害も、上野は配偶者控除への言及のみに留まっているが、事実婚関係における金銭面の不利益はより多方面に及ぶ。相続、金融機関や不動産での対応、勤め先からの結婚祝い金など、法律婚の夫婦と比較して不利になる場面は多く、市民運動の現場で語り合われるテーマとなった。周囲の偏見も根強い。婚姻制度から逃れられない状況は多方面からの圧力を通して作り上げられている。

後者の、別姓の法制化が婚姻制度外への差別を強めるという批判は、異質なものを認めない社会の中で夫婦別姓が法制化されれば、別姓の実践のために事実婚をしているカップルが法律婚に流れ込み、届出婚制度や戸籍制度が問題視される契機がなくなるのでは、という懸念から来ている[善積 1997：13-17]。この批判は市民運動のレベルからもなされ、婚外子差別と闘う会[12]（以下、婚差会）は1989年に「ちょ・ちょっと待って！夫婦別姓　婚外子差別はどうなるの？」という討論集会を開き、夫婦別姓を求める運動に対して、制度外を生きる女性やその子（婚外子）への差別を問題化する包括的な運動であるように求める声明文を公開している。

指摘の通り、夫婦別姓の法制化を求めることは、既存の支配体系・差別構造を根源的に問い直すものではない。しかし、既存の支配体系による圧力下で別姓という選択肢が抑圧されている以上、その法制化を求めることは既存の枠組み内での権利の拡大に繋がる。例え理想としてはその枠組みそのものを打破していくべきであっても、そうしないことはすな

わちフェミニズムと対置されるものだ、とは言い切れない。牟田は、「「女性」を含むマイノリティの運動にとって、既成の社会の「価値」に抗し挑戦し続けることと同時に、制度内での権利追求によって自らの生きる地歩を確保していくことは、かりにそれが隘路につながることになろうとも、きわめて重要な課題」[2006：306]であり、「女性が、権威と権力、より高い地位や影響力を求めるのは、たしかに既存の体制に参入して行くことであるだろうが、それでも、それは単に「取り込まれる」という以上の、なにものかを覆す、ラディカルな挑戦である」[同：306]とする。その考えに基づけば、法律婚の中に夫婦別姓という選択肢を獲得することは「そこに満足してとどまり続けるのではない、弁証法的な展開が必ず訪れる」[同：306]ための第一歩となると言える。そして、第2章以降取り上げる市民運動の実態からも分かる通り、別姓の法制化を求めた市民運動はまさに、単に選択肢の追加の要求に留まらない、その先に家意識の解体、個人の尊重、男女平等といった理念を掲げた歩みであった。

［第２章］
「夫婦別姓選択制をすすめる会」
：多様性の包摂に至るまでの議論

第１節　発足と活動

夫婦別姓選択制をすすめる会(すすめる会)は、夫婦別姓に関する著作も多い弁護士・榊原富士子を含む3人の女性たちの呼びかけのもと、「『結婚＝彼の姓で呼ばれたい＝幸せ』の図式が持つ胡散臭さ、不便さ、不自由さにうっとおしい思いを抱いていた女たち（原文ママ)」[『通信』創刊号1986.3]が集まって、1984年秋の東京都にて「夫婦別姓をすすめる会」の名で設立された。後に、姓の選択肢を広げるという会の趣旨が明確になるように[『通信』第12号 1987.5]との理由から「選択制」の言葉が追加された。この時代の別姓の法制化を求めた市民運動の多くは80年代後半に発足しており、そうした中ですすめる会はパイオニア的存在であった。会の初仕事として行われた「姓についての意識調査」が調査者の予想(10％以下)をはるかに超えた高回収率(26.1％)を記録したことからは、女性たちの潜在的な関心の高さが窺える。夫婦別姓を主題とする市民運動として、待ち望まれた誕生であっただろう。

幾度か行われた会員向けのアンケートの集計結果によると、当時の会員の年代は30代が約半数を占め、40代、20代以下と続く。少数ではあるが50-60代の会員もいた。結婚状況についてはおよそ半数が法律婚、全体の3分の1ほどが事実婚、残る全体の6分の1ほどが結婚していない。法律婚のうち約3分の2が通称使用をしている。この場合の通称使用には、生活全般における実践と、職業上のみの実践が混在する。また、男性会員は1割ほどであったと考えられる。会員は多い時で350名ほどであったと考えられる[『通信』第38号1990.2]。

すすめる会には代表者・リーダーにあたる特定の人物は存在せず、複数の熱心な会員が主要業務を担い、会を牽引してきた。現在に至るまで活動を続ける中で、会を牽引する人々の中では一度世代交代が行われた。筆者が行った聞き取りの語り手は自らを「第二世代」と称し、「第一世代」として会を牽引したのは「団塊の世代[13]」であったと語る。この「第一世代」はウーマン・リブの興隆を自身の20代前後に経験していた世代であり、結婚改

姓を迫られた際に、そこに家制度の残滓を感じ取り、その圧力を生み出す制度からの解放を求めて別姓という一つの方法に辿り着くことは何ら不思議ではない。80-90年代半ばの会の活動は主にこの「第一世代」が牽引した。

次に80-90年代における会の活動の展開を整理する。すすめる会の活動は多岐に渡るが、ここではその中でも重要な行政への働きかけという側面から二つの時期に分けて記述する。

(1) すすめる会独自の活動

最も基盤となった会の活動は、定期的な例会(毎月)の開催と会報『夫婦別姓選択制をすすめる会通信』(略称『通信』)の発行(最初は毎月、1990年からは隔月)である。その中で勉強会やシンポジウムを開催したり、対外的なアピールのためメディア出演をしたりもした。並行して、すすめる会では行政に対して法改正の要求の提示が熱心に行われた。会としての最初の行政への働きかけは、86年の法務省への公開質問状の送付である。88年からは国会に向けた本格的な働きかけである請願活動とロビー活動が始まった。請願の件数を多くすることが有効だという考えから、会で一通ではなく、会員が一人で一通の請願を出すこととし、その紹介議員探しは会が代行するという形が採られた。紹介議員探しは党を超えて行われ、1989年4月30日発行の『通信』第31号では党として別姓に取り組んでいる共産党と社会党の議員を除くと10名[14]の承諾を得ていることが報告された。この前号では請願の収集状況がおよそ1700通と報告されており、これらが紹介議員へ託されていく。その後も、国会や法務省への請願はその内容を深化させながら継続的に行われ、会の活動の大きな一つとなった。しかし、こうした具体的な行政への働きかけに際して、会全体として「どのような別姓を求めるか」という方向性を提示する必要があり、これは会の内部で非常に大きな議論を呼ぶこととなった。

結局、最終的に1996年2月26日に答申された「要綱」は、(1)子の姓は婚姻時に一方を選択して統一、(2)別姓夫婦も同戸籍[15]、(3)既婚夫婦が別姓にするための届出をする期間(経過規定)は法改正後一年以内であり、かつ夫婦の同意のもとである必要がある、という三点において、すすめる会にとっては「わたしたちの運動の芯を骨抜きにした『にがい法改正』」[『通信』第68号 1996.3]であった。しかし、この要綱案を拒否する他の市民運動もある中で、すすめる会では同じ思いを抱きながら、「しかしそれでもなお、実際に女性を従者に追いやる法の改正は、不満ながら歴史の半歩前進であり、外に向けて『NO』を突きつけるわけにはいかない。内なる思いと外への戦略的選択の間で怒り、葛藤しつつ『こんなモノ』であっても、まず法改正を実現させることが未来への確かなワンステップになるからだ。」[『通信』同号]と、痛みを抱えながらもその時点で可能な改正を受け入れる姿勢をとった。

同年2月、この「要綱」よりも望ましい内容での改正を求めて[民法改正をすすめるグループ 1996]、全国の市民運動をつなぐ「すすめよう！民法改正ネットワーク」(以下、「ネットワーク」)が発足し、すすめる会も加盟した。

(2) 民法改正ネットワークへの同調

「ネットワーク」は、初期は「すすめよう！選択的夫婦別姓ネットワーク」という名で結成され、後に婚外子差別の撤廃と別姓の法制化を抱き合わせて求めるため改名された。96年3月23日に開催された「国会目前！今こそ話そう夫婦別姓」というシンポジウムの準備を通

して発足された[民法改正をすすめるグループ 1996]。それまでは別姓を求める市民運動は一般市民によって担われていたが、ゆえに「要綱」を法的に検討することが難しく、弁護士との連携も必要となり、そうした繋がりのための側面もあったという。「ネットワーク」に関わった弁護士は榊原富士子・福島瑞穂・吉岡睦子らであり、対外的な連絡先の役割は福島が担ったが、代表者という表現は用いられず、対等な関係が目指された。

この時期、夫婦別姓の法制化が現実味を帯びたことで、保守派による激しい反対運動が始まった。法制審の「要綱」答申から4日後、保守派は「夫婦別姓に反対し家族の絆を守る国民委員会(以下、国民委員会)」を立ち上げ、組織的な反対運動を行った[坂本 2018]。夫婦別姓によって家族が崩壊するという趣旨のビラが出回り、国会に反対の声を届けるようにという呼びかけがなされた。すすめる会はこうした保守派の動きに対抗して『通信』の号外を発行し、会員に向けて、前にも増して請願署名収集やFAX・手紙で議員に声を届けること、そして国会に限らず地方議会へ目をむけるようにといった活動を喚起した。「何でもけっこうです。まず、できることから、今すぐ始めてください」[『通信』号外 1996]との呼びかけから当時の切迫した状況が窺える。K.N.は「ネットワーク」と連携し、MやN.Y.と中心になってシンポジウムやロビー活動を熱心に行ったこの時期はかえって運動がかなり活動的であったと振り返る。「ネットワーク」も緊急集会や法制化を求める声明文などを出し、96年中の国会提出を目指したが、結局、「要綱」は国会に上程されなかった。

先行研究における夫婦別姓の最大の歴史的経緯は「要綱」の答申であり、ゆえに96年以降はパタリと議論が見えなくなるという特徴がある。しかし、市民運動は国会提出の断念によって法制化を諦めた訳では全くない。より良い内容での改正という可能性や、「ネットワーク」という連帯の象徴の存在をバネに、運動は再度法制化を求めて働きかけを行っていく。すすめる会は97年4月の『通信』第74号にて、法改正の要求をより効果的に出していくため、これ以降、国会に向けた動きは「ネットワーク」に合わせていくと表明している。この時期について、会の代表として「ネットワーク」に関わったMは、そこでの決定事項を連絡網に回していたが、「ファックスがどんどん届くから部屋の中が紙だらけだったこともあった。」と笑う。集会、請願やロビー活動、FAX・手紙での意見表明といった活動は熱心に続き、結果として国会側では議員立法などの試みも取られた。

こうして「ネットワーク」に歩調を合わせたことで、すすめる会では以前は会として行っていた請願活動やロビー運動といった行政に向けた活動が外部化した。例会は「ネットワーク」における会議の報告と会報の企画・発送、会員同士の情報交換・交流の場となっていった。

熱心な活動が続くなか、しかし徐々に別姓の議論は沈静化していく。Mはこの時期に、会の運動を引っ張っていた「第一世代」の会員の離脱があったという。「もう疲れた」とやめていく人もいれば、自身の健康問題や介護のための離脱もあった。同時に、別姓の議論は90年代末からの大きなジェンダー・バックラッシュの波に飲み込まれていく。N.Y.の語りからはその様相が見てとれる。

> 別姓をすすめている時に、ジェンダーバッシングって、男女共同参画をつぶそうという動きがあった。ジェンダーっていう言葉を使っちゃいけないとかね。それには対抗しなきゃいけない、っていうんで、そういう

活動を阻止しようっていう動きも一緒にやったと思います。例えば新聞に投稿したりして、ジェンダーという言葉を使うな、はおかしい！っていうことを言って。ジェンダーバッシングに歯向かおう、っていうのを、一緒にやってた。自然とそうやらざるを得ない、というか。（別姓が）一緒くたにつぶされそうになった、という感じかな。

この時期、会報に掲載される会員のお便りの中には、法改正実現の遠のきを感じているものもあった。こうして夫婦別姓の法制化はなされないまま、20世紀が幕を閉じた。

第2節　相反する言説への対峙

ここまで、すすめる会の活動について明らかにしてきたが、こうした具体的取り組みに至るまでの経緯は常に順調と言えるものではなかった。本節では多様性を抱えた運動がどうその歩みを進めてきたのか、より内情に接近していく。

1985年に例会が開始され、会の方向性について話し合いが持たれると、会の中には大きく分けて戸籍に反対する立場と別姓の法制化が認められればいいとする立場があることが判明した。これらは根本の部分が大きく異なる考え方であり、諫山[1997]の指摘する「婚姻届への自由」と「婚姻届からの自由」の矛盾がすすめる会にも存在したことがわかる。ここでは一度この対立軸は保留され、法改正を求めるという妥協点が選び取られた[すすめる会 1995]。合意が得られたのは自身の選択・希望を抑圧する家意識への抵抗という部分で共通したからである。

しかし、すすめる会は1987年に家の姓を継ぎたいという理由から別姓を求める言説に出会い、ここにさらに大きな対立軸が生じた。会はその方向性において大きな混乱を抱え、この事態に対処するため、合宿を企画して議論の場を設けた。87年3月の『通信』第11号に掲載されたその告知文を以下に続ける。（原文ママ）

会が発足して2年半が過ぎようとしいる。（中略）今年はもっと外に運動を広げようということになり、（中略）それに向けて私たちは、今まできちんとつめきれなかった問題を整理し、会の方向性をもっと明確にすると同時に自分の中の別姓をどうとらえるかを話し合おうということになり、1泊2日の合宿を計画した。（中略）この会にはいろいろな考えをもった人が参加してくる。とてもすばらしいことだと思う。例えば、結婚しても個としてのアイデンテイテイーを確立し、“家”意識から解放されたいと思って参加する人がいれば、一方では、ひとり娘あるいは女だけのきょうだいのため生まれた家の姓を継ぎたい、あるいは親として継がせたいという気持ちから別姓を主張する人もいる。また前者であっても、とらえかたはさまざまで、反戸籍という立場から婚姻届自体を否定する人と、別姓が選択できれば婚姻届を出す出さないはあまり考えていない人。そういうもろもろの人が参加していて、別姓を選択制にしたいという一点で一致しているわけであるが、そこにこの会の良さがあると同時にむずかしさがある。どういうふうに問題を深めていったらよいか、真剣に悩まなければいけない時がきているのではなかろうか。

異なる言説を抱えたまま、運動の歩みを進める方策を創出しようとする試みである。しかし、この合宿を以てしても、その方策は見つからなかった。むしろ議論の深化は、女性

たちに「なぜ自分が別姓を望むのか」をはっきりと自覚させるものであった。そして、自らの主張の根拠がはっきりと浮かび上がるほど、相手の主張との断絶も明確化していった。

『通信』第12号では合宿を終えての参加者らの様々な考えが寄せられ、これ以降、法改正に向けた本格的な請願活動が始まる88年秋ごろまでの約1年半は『通信』の紙面でも次のような議論が繰り広げられる。（原文ママ、下線は筆者による）

> 長男長女の結婚が増え、双方が生家を継ぎたい、墓を絶やしたくない―姓が変わると不都合だから別姓を、と主張する人々と、単に法改正のみに向けて共闘したとしても、〈別姓をすすめる会〉のゆくえはどうなっていくのかと思います。わたしの中で、「別姓」の問題はそういうことじゃない、はっきりと区別をつけたうえで運動に関わりたいと考えています。（中略）〈別姓をすすめる会〉の可能性というのは、法改正はステップにすぎないわけで、その先に広がっていくものにあるとわたしは思っています。［『通信』第12号 1987.5］

> 別姓選択制は、たまたま女であることと重なる人間としての解放と、より快適で主体的な人生を求めて未来を生きようとする意思表示のひとつの形なのだ。それゆえ、この運動は根深いフェミニズム運動の一環であり、反体制というキツイことばを使わなくても、“なかみ”は反体制そのものだということを、柔軟な心でしっかり受けとめ直してみてはどうだろう。（中略）たまたま女であるゆえに直面する“何だか、おかしい”といぶかる感覚が反体制でなくて何であろうか。夫婦同氏を強制している法体系が支える社会の現体制に、しっかりとサオさす運動なのだから。［『通信』第18号 1988.1］

> 私たちが世にアピールしたいのは「誰もが夫婦は同姓であるべきだと考えているわけではない。さまざまな立場があって、別姓でありたいと思っている人々もいるのだから、選択の幅を広げてほしい」ということではなかったのでしょうか。さまざまな思想・立場を認めてほしいと主張するグループが、会のなかで異なる立場の人に対して排他的な態度をとるというのはどうでしょうか。〈夫婦別姓選択制をすすめる会〉には、その名の通り、個人の思想・立場を尊重しつつ、法改正という同じ目的のために動いていってもらいたいと思っています。［『通信』第13号 1987.6］

こうした意見の差は、夫婦別姓の法制化を手段と目的のどちらで捉えるかという違いから生じている。先の二つの主張では、別姓の法制化という手段の先に、家意識からの解放に連なる、女性に対して抑圧的な現代社会への問いかけや個人としての主体性の回復といったフェミニズム的な目的がある。一方で三つ目の主張は法改正こそを目的としており、その意味付けは個人に委ねられている。ここには「フェミニズムに基づいた共闘」への要求と「法改正に向けた共闘」への要求が存在した。法改正に意味付けをしないため後者は前者をも包括しうるが、前者にとっては自らの最終的な目的に反する動機をも伴う形での共闘へは理論上同意ができない。そしてこうした態度は法改正に向けた包括的運動を求める人からの批判を強め、議論は激化した。

こうした議論を繰り返すうちに、すすめる会ではフェミニズムへの意識覚醒を経験した人もいた。『通信』第19号［1988.3］には「私が別姓にこだわり始めたのは仕事上の不都合からだったんだけど、例会で話し合う中で（中略）

もっと大きな問題だということがわかってきたのね。女が改姓するのがあたり前という考え方に影を落とす“家”とは何なのか。もっとこだわってみたい。」といった意見が掲載された。また、家名の存続を動機としていた人の中にも、議論を通して姓と家を切り離して考えるようになった人もいたという[柏谷 1992]。

議論が続くなか、請願提出のための紹介議員探しに際して、ついに「会としての姿勢」をどうするのかが明確に問われることとなった。すすめる会は議論の末、「会には、別姓を望む理由として、墓や家名存続の問題を上げる声もあるのですが、やはり『家制度』からの解放を念頭に、『名前を変えるのはいやだ』というところで意志統一をはかって行きたい」[『通信』第27号 1988.12]と決定した。

この決定からは、前述の議論においてフェミニズムに基づく共闘への要求が優勢であったことが窺える。しかし、ここで重要なのは、相容れない動機から会に参加した人々ともどう共に運動を進めていけるか、という長期に渡る、根気強い議論の末の決定であるという事実であろう。フェミニズムを介しない主張を直ちに排除するのではなく、そうした要求にも徹底的に向き合った上で、「「名前を変えるのはいやだ」というところで意思統一」を目指すという表明からは、包括的な運動を願う姿勢が浮かび上がる。

だが、これによって相反する動機を抱える難しさが解消されたわけではない。その後も例会では何度も家名について話題になり、議論が続いた。「家名存続という態度はとらない」という姿勢を明確にしている「夫婦別姓選択制を実現する会[16]」のシンポジウムへの参加報告もあり、そうした議論や報告を通して男女平等や個人の尊厳のための別姓という考えが繰り返し確認された。同じ終着点を目指していない人々にとっては、こうした会の雰囲気に馴染めないこともあった。ある時、すすめる会の例会に何度か参加した人が、後に他の会の会報に「あの会は肩が凝る」と書いたことがあり、それにショックを受けた会員の思いが以下のように綴られていた。（原文ママ）

> 確かに当会は、最初から姓を〈家名〉あるいは〈ファミリーネーム〉とは捉えておらず、従って家名存続のために夫婦別姓を主張する人たちにとっては居心地が悪かったようです。でもだからといって、家名に執着する人たちを排斥するのではなく、スタンスの違いからくる価値観の相違をぶつけ合って、新しい価値観を生み出そうとしてきました。（中略）……とはいえ、先に書いた新しい価値観が見い出せたとはとうてい言いがたく、そしてそれがメンバー達のジレンマであったり空しさにまでつながっているのが、現状です。[『通信』第41号 1990.8]

根本が対立しあう主張を抱える葛藤の深さと、それをぶつけ合うことで「共通の解」を見つけようとする試みの限界が見てとれる。

第3節　戸籍の再焦点化

こうした葛藤を抱えたまま、1990年ごろから見られた行政側の別姓法制化検討開始の動きに連動し、すすめる会も求める法改正の実質的な内容の検討期に入っていく。この時期から、会では「どのような法改正を望むか」が「どのような戸籍編製の別姓を望むか」という問いを通して活発に議論されるようになった。会員でフリーライターの柏谷は『「夫婦別姓」のセカンドステージ』[1992]にて、この時期の議論について主に述べる。この頃に別姓同戸籍で良しとしたのは、アイデンティティ尊重派・仕事の都合から別姓を切実に願う

層・世論を刺激しないためにも別姓と戸籍は分けて考えるべきという戦略的妥協であった。むしろ別戸籍では結婚したという実感が無くて不安という意見もあったという。一方、対等な男女関係のために同戸籍は認められないという意見も強いと述べる。『通信』でも別姓同戸籍へ反対する以下のような言説は度々表れた。（原文ママ、下線は筆者による）

> 戸籍については会でも度々話し合ってきましたが、結論は個々に委ねてきました。けれど、別姓になりさえすればいいと、別氏同戸籍で妥協してしまったら、これはおおきな悔いを残すことになるでしょう。（中略）別姓になっても戸籍はそのままでは、私達が何年もかけて話あってきたことは何だったのか意味がなくなってしまいます。［『通信』第43号 1991.1］

> 確かに5年前の私たちは、夫婦別姓が法の上で認められさえすれば、と、それのみに焦点を当てていました。けれども、例会でミーティングを重ねる内に、法の改定いかんによっては、家制度の残滓が温存され、私たちが目指すモノとはかけ離れてしまうであろう、という危機感を抱くに至っています。では、私たちが目指すモノとは何か。それをより明確にした上でなければ、今後の運動の展開もおぼつかないのではないか、と考えています。［『通信』第44号 1991.2］

> 私が（私たちが）夫婦別姓を望む思いの核にくるものは、夫婦間の不平等感といえないでしょうか。そしてシステムとしてその不平等感を規定しているのが、正に男性を戸籍筆頭者とすることを疑わない戸籍および婚姻制度ではないでしょうか。［『通信』第46号 1991.6］

戸籍の議論が始まった当初、会では実現可能性を考慮して別姓別戸籍を望む姿勢が優勢であった。先述の「夫婦別氏の法制化を実現する会」と共催した改正案検討会（1990年11月）でも別姓別戸籍が選択されている。しかし、法制審が別姓同戸籍を検討しているという情報が出回ったため[17]、これに反発する形で会の中で個人籍への要求が徐々に大きくなっていき、「大集会―別姓問題の今とこれから―」（1992年8月）を経て、同年冬には「個人の思いは個人籍・運動としては別姓別戸籍かな？と揺れ動いていましたが、今回の（法制審への）請願では個人籍をはっきり打ち出すことにきまりました。今後は個人籍の中身をつめていきたいと思います。」［『通信』第54号 1992.11］と決定されている。

求める戸籍編製に関するこの決定の背景には、現実味を帯びてきた法改正が自分たちの最終的な目的に反するものでは無意味であるという焦りが存在したと考えられる。また、この決定の前に行われた会員アンケートでは4分の3以上が個人籍を望んでいることが明らかになっており、こうしたデータにも基づいた決定であっただろう。

しかし、会として個人籍を意欲的に求めていったように見えるこの時期の様相について、聞き取りでは少し違う姿が見えてきた。K.N.は「別姓も男女平等も戸籍=家制度を抜きにして語れないとは思っていたが、夫婦別姓がこんな大きな問題に行き当たるとは、正直、しんどいなあ～と思っていた。」と語る。運動の内部でこうした「しんどさ」を抱えながらも歩みを共にすることをやめなかった会員の姿が浮かび上がる。またN.Y.は、各々の意見としては個人籍を望む声が多いながら、「会員の中ではやっぱりこう、皆の意見をある程

度含むような形で実現するほうがいいっていう人が多かった」ことや、実現可能性とのバランスから「個人籍じゃなきゃ絶対実現しちゃダメとは、個人籍にならないんだったらいらない、っていうやり方はしないっていう形で」話が進んでいたと語る。N.Y.自身の当時の見解としても、会報のとある号で、個人的には個人籍とその先の多様性を認める社会を目指すが、そのためにも少数意見をより尊重し、異なる意見の人と協力する術を得ようとする決意が述べられている。

ここには徐々に洗練されていくフェミニズムの主張という「会としての方向性」と、会の内部により幅の広い態度が存在したという「実態」の部分の乖離が確認された。次節ではその乖離について、会員の語りからより詳しく考えていく。

第4節　「第二世代」の語りから

本研究における聞き取り調査の語り手たちは、すすめる会の第二世代にあたる会員であり、N.Y.とK.N.が88,89年ごろから、Mが92年から会に参加している。語り手たちは「ネットワーク」の動きが始まった96年ごろから会の活動を牽引する側となっていった。

会の内部での議論が非常に盛んであった時期に参加を始めたK.N.からは、その議論を担った第一世代に対しての印象を踏まえ、自身の思いを次のように述べた。

> 正直に言うと、団塊の世代は怖かった～。ただ、コワいだけではなく、今の段階の私の夫婦別姓を受け止めてもらえたと思っている。「別姓」も入り口はいろいろでいいと思う。「自分（女性）の名前を子どもについでほしい」とか、「夫の家の墓には入りたくない」とか、会としてはどうかなと思う場合でも、「常識」に疑問を持ってしまった苦しさを受け止められたらと思う。

また、同時期に会への参加を始めたN.Y.は会内部の多様性について、

> 会の中にも、「家名存続のために運動している」「別姓が原則」「婚外子差別になるから法的な婚姻制度を拒否」「戸籍制度廃止」など様々な意見がありました。民法改正を進めるためのネットワークを作って、いろんな主張をする人々との連携が必要になりました。私は、自分の意見は少数意見であるから、他の少数意見や主流の意見も同じように尊重するべきと思っているので、納得できない意見も含めて落としどころを見つければいいと思っています。

と述べる。K.N.は議論の対立に対して怖さを抱きながらも、自身の別姓への思いを第一世代に受け止めてもらった経験から、自らも広い動機から別姓を望む気持ちを受け止めたいという思いを抱くに至っている。N.Y.の思いは前節末で引用した当時の会報への寄稿内容と共通する部分があり、当時から一貫して少数意見の尊重の上での決定を重視していることが分かる。

92年から会に参加し、激しい議論を直接は見ていないとするMも、この基本姿勢は変わらない。会の内部の多様性について、「終着点は同じでも、すごくわかりあうのが大変なことがある」としたうえで、排除はせず、「多様性を認めている会だという、自負がありました。」と語る。また、Mは別姓という選択肢を獲得するためには声を上げ続ける必要があり、そのためには異なる意見の人とも協力し、賛同者の数を集める必要があったという側面も挙げた。法改正に向けて行政に積極的に働

きかけた「ネットワーク」に、すすめる会の代表として参加していたMの経験が表れている視点である。

これらの語りは「現在から当時を振り返った」ものであり、当時の葛藤に対して時間が整理を付けた側面も無いとは言えない。しかし、1990年前後から会に参加し、やがて会の活動を牽引する側となっていた第二世代の語り手たちがこのように語るという事実は、当時会報に多く表出していたフェミニズム的思想と並行して、運動内の多様な言説と共に進めていこうとする考えが力を持って存在していたことの証左である。法制審の要綱試案が出された後の議論についても、N.Y.は

> 例会の中に来ていた人の中には、とても珍しい名前、歴史のある名前の人がいて、その人が家名存続のために別姓を望んでるというのはわかっていたので、法制化されるかもしれない、といった時にA案、B案、C案って出てきたことについて話している時も、その人を真っ向から否定するような話は無かったんですね。家名存続っていう人もわかる、でも人権として名前を、名乗りたい名前を尊重するっていうことを実現させようと。だから理念的には、家名存続を認めるための別姓じゃないんだけど、でもそれで望む人が幸せになるなら、それも認めよう、っていう感じだったと思います。

と振り返る。こうした語りからわかるのは、前節で確認した会内部の方向性と実態との乖離が、第二世代の会員にとって特に否定的に受け取られてはいなかったという点である。むしろこの乖離をそのまま受容することで、運動が排他的になることを防ごうとし、一人一人にとっての別姓への思いを受け止める場としてのすすめる会が作り上げられていった。ここには会の方向性として掲げられたフェミニズム的共闘の姿勢のみには収まらない、それぞれの会員の別姓への思いを受け止めて支え合おうとする共闘も表れていた。さらに、Mの語りからは法改正に向けた切実で戦略的な共闘への姿勢も窺える。すすめる会においてこのように共闘のあり方が広がった土壌は、会員によって「自分たちは何を望むのか」という議論が繰り返されたことによって築きあげられた。ここには、根本が対立する思想同士を納得させる共通解は存在しないが、長きに渡る議論を通して確立されてきた包括的な運動への決意が表れている。

［第3章］
「結婚改姓を考える会」と「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」：対立しない多様性

すすめる会と同様の言説の多様性を会の内部に抱えながら、しかし共に法改正に向けた運動をしていく上で葛藤がさほど大きく表面化しなかった市民運動も存在する。本章では、「結婚改姓を考える会」と「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」の事例に基づき、各会の活動展開や多様な言説への態度について明らかにしながら、この状況の差を生み出したものは何であるのかを考察する。

第1節　「結婚改姓を考える会」：発足と活動

結婚改姓を考える会(考える会)は、緒方由紀子・寺本元子・安田千恵子によって1988年に創設された。大阪市内で発足後、大阪・兵庫を拠点に関西圏で活動した。例会と会報

『結婚改姓を考える会ニュース』（略称『（考える）ニュース』）の発行は毎月行われ、例会では毎回テーマを決めて話し合いがなされた。考える会には、運営を担い、意思決定の場でもあり、会を牽引した事務局会という機関が存在した。事務局会は、運動の開始直後は準備会と呼ばれており、創設の3名とその考えに賛同する数人が集まっていた。会員の年代の内訳については数値情報が無く、婚姻状況は1991年のアンケート（送付数150、回収率43％）を通して、シングル15名、事実婚20名、法律婚30名（うち別姓実践者は26名）という結果が出ている［『（考える）ニュース』No.32 1991］。同アンケート回答者の性別は女性56人、男性9人であり、会員の1-2割ほどが男性であったと考えられる。文献資料から分かる最大会員数は1992年時点の180名ほど［考える会 1992］であるが、緒方によると会報は多い時で300部ほど送っていたという。1992年には夫婦別姓選択制に広く関心をもつ人々の交流を目的に、別姓・婚外子・結婚・戸籍等に関連する団体を招いて二日間にわたる集会「第1回結婚改姓を考える会全国交流フォーラム―語り合おう夫婦別姓―」を主催した。

考える会は、その創設時から法律婚自体への疑問が内在していたこともあって、そもそも夫婦別姓の法制化を会の最大の目標とは捉えていなかった。聞き取りでも、会の名前が表す通り、話し合いなどを通して姓をきっかけに「考える」ことを最重要視していたことが語られた。そして、その「考える」ことの先には男女のより平等な在り方への問いかけが見通されていた。

考える会において法改正に向けた動きに力が入れられるのは、発足から2年後、1990年の初頭のことであった。法改正をテーマとした例会が開かれ、この時の討論で早速、家制度温存に繋がる家名の存続を求める人と足並みを揃えるべきか、という問題が議論の俎上に載せられた。結果、「当会では、家制度に反対し、『結婚改姓を考える』立場なので、夫婦別姓の意味を明確化し、段階的に進むであろう法改正の方向を常に監視していこう、という意思を確認しました。」［『（考える）ニュース』No.15 1990.3］と、すぐに会としての姿勢が決定されている。同年夏には「法改正チーム」が結成され［『（考える）ニュース』No.22 1990.10］、関東の「夫婦別氏の法制化を実現する会」と連絡を取りながら、国会への請願署名活動とその紹介議員探しが始まった。チームは会員への請願の呼びかけや会員の意向を問うアンケートを実施したが、結論として考える会では行政への働きかけはそれほど活発化しなかった。

法改正チームは徐々に会報から姿を消し、次第に請願の呼びかけも落ち着いていく。代わりに、考える会ではより卑近な問題への対峙をその最大の取り組みとしていった。考える会の例会では、毎月テーマが定められていた。目立ったのは「職場で旧姓を使い続ける」「あなたもできる事実婚」「別姓と親」「別姓と子ども」「別姓と住宅…家を買う、借りる」「別姓と近所付き合い」「別姓と金融」「別姓と冠婚葬祭」「別姓と学校」「主婦と別姓」などと題された、実生活上の具体的問題についての話し合いであった。こうした例会では、別姓を実践する中で会員が直面した問題や、その際の対応策などが共有された。この情報は会報を通じて、例会に参加できない会員にも広げられていく。聞き取り調査ではこうした会の性格について「リアル駆け込み寺」であったという表現が用いられた。自身の生活のなかで別姓に関連する問題が生じた人々が例会に参加し、または会報を読み、直面した問題が解決したら去っていく。手紙や電話での相談も多かった。そのように会を「活用」した人は会員

に限らず、会ではそのような相談に対応して目の前の問題解決に取り組むことで、「実を取る」方向から法改正とその先に存在する理念への歩みが進められた。

96年に入って民法改正が危うくなると、考える会も「ネットワーク」に加盟し、そこでの動きに協力する形で会報上でも再度請願署名の呼びかけなどが盛り上がった。しかしこれは会主導の動きというより、「ネットワーク」の活動を会員にも広く周知するための連絡役という役割と見た方が妥当であろう。

第2節　「結婚改姓を考える会」における言説：実践の重視による多様性の背景化

まずは考える会の中心機関であった事務局会における言説を確認する。事務局会メンバーであった小川は当時の熱心な活動について「今思っても、かなりのパワーだった」とし、そうした事務局会での言説について、あくまで一個人の記憶、かつ独断と偏見であるとの前置きの上で以下のように述べた。

> 一言で申し上げれば、少なくとも事務局会（＝当時は「準備会」に集まっていたメンバー約10人）のメンバーの中では、“別姓を求める理由は個人の尊重から。家制度反対”が共通の価値観でした。元々「結婚改姓を考える会」の結成呼びかけの動機がそうで、それに賛同して活動に参加したメンバーでしたので。会の名前も「単に別姓を求めたり、別姓の法改正ができれば終わり、ではなく、男女の関係についても考えたい（現在の“ジェンダー平等”ですね）」、「“夫婦”という言葉も使いたくない」等々、「より大きな視点から取り組む」という結構壮大（？）な意図があったと思います。いい意味での、法律の専門家や学者ではない者達の集まりの特徴かもしれません。（中略）“リブに近い世代のメンバー ”の一人が「戸籍や子ども（の権利）の問題を抜きにした“別姓”だけの活動には、私は反対です」と明言し、当時の準備会メンバーも納得したのを覚えています。

活動を牽引するメンバーにおいて、夫婦別姓の法制化は手段であり、目的は個人の尊重・男女平等・家制度反対である、という認識が共有されていたことが分かる。呼応するように、会全体としての言説についてもこの考えが主流となっていった[18]。

更に、前節でも述べた通り、考える会ではその発足当時から婚姻制度や戸籍制度そのものへの批判的な視線が強く存在した。別姓の法制化を求めながら、戸籍の問題や、婚外子差別・父性推定(嫡出推定)などについての勉強も熱心に行われた。会報『(考える)ニュース』には「婚差会」や「民法と戸籍を考える女たちの連絡会(みこれん)[19]」との交流の記録もある。こうした姿勢は、行政に対する意見表明の中でも表れた。94年の要綱試案に対して考える会は事務局にて意見書を作成しているが、ここでは別姓の法制化と婚外子差別の解消を並列して求め、同時に戸籍制度そのものの廃止と福祉その他政策の基礎を家族ではなく個人に置くための個人登録も求めている。ここに諫山[1997]の指摘する運動の矛盾と豊かさがある。

つまり、考える会では、すすめる会と同様に別姓の法制化の先にフェミニズム的目的を掲げ、同時により根本的な、婚姻制度そのものの改革の必要性がはっきりと打ち出されていた。また、97年1月の『(考える)ニュース』No.96で報告された例会では、当時、別姓議論の社会的な盛り上がりの中で人権問題であるという側面が見落とされていることへの批判がな

され、氏名権を持つ個人の尊重という個人主義の考えから別姓を押し進める必要があるといった議論がなされている。つまり、考える会では別姓を求める中で、個人の尊重を妨げる差別解消のための共闘が主に志向された。

しかし、会報に寄せられる会員からの「お便り」からは、この会においても実家の姓を継ぎたいために別姓を求める人は存在したことが見てとれる。ここには、諌山が指摘する「矛盾」よりさらに複雑に相反する言説の多様性が浮かび上がる。しかし考える会では、そうした相反する動機を会の内部に抱えることへの動揺が感じられない。先述の小川の言葉は以下のように続く。

（家制度に反対するという）その我々の熱い想いをストレートに早々と、ニュースレターにも書いたわけですね（『（考える）ニュース』No.15での決定の事）。“勢い”もあったと思います。それを読んで各々の会員の方々がどう思ったのか。中には違和感を抱く方もいたかも知れませんが、当時は多分、別姓の情報自体も少ないこともあってか、特にこの部分で会に対する苦情（？）は聞いていません。ただ、準備会メンバーとしての意見表明はしたものの、個々の会員の思いや目的は様々なので、それを否定する意図はなく、そこは市民運動ならではの長所としての“ゆるさ”はあったと思います。

ここには、この会が「考える」会であったという特性も生きている。会が「考える」ことの先に平等な男女関係や個人の尊重を求めていたことは既に確認していたが、聞き取りでは同時に、考える場であったがゆえに異なる思想を持つ人、そして別姓に反対を表明する人までもが参加できる会であったことも語られた。以下は、会の創設者の一人である緒方の言葉である。

私自身が最初に別姓ということを選んだ中でも、戸籍法に対して、国家が管理するのはおかしい、というところから入ってるので、それで名前も変えたくないし、婚姻届を出さなかったっていうのはあるんです。でも、最初は割と家制度に反対とか、そういう人たちもおられて、でもうちの会はとりあえず結婚改姓を考えるというところで、広く集まってもらって、というところから始まってる結構自由な会だと思います。

考える会のこの間口の広さの要因は、様々かつ複合的なものであろうが、本研究ではその一端が見えた。

まず、会が関西を拠点とし、国会という権力の場に請願やロビー活動という形で直接働きかけるには物理的に難しい距離にあったこと、つまり地理的な要因がその一つであると考える。国会に足を運ぶことの難しさは聞き取りの中でも言及された。すすめる会においてどのように行政に働きかけるかが大きな議論を呼んだことを踏まえると、考える会が国会への直接的な働きかけの機会を持ち難かった点は、会としての統一見解を打ち出す必要性の回避になったとも考えられる。

また、考える会を牽引したメンバーが、すすめる会で言えば包括的な共闘へ積極的な態度を見せた「第二世代」と同世代であることも考慮に入れる必要はあるだろう。小川の語りの中では、リブに近い世代のメンバーから、婚姻制度の差別性を問わない別姓運動には反対、という発言があったことにも触れられている。小川らもその内容に納得した、とあるが、その発言がリブに近い世代のメンバーによるものであるという事実と、小川がそれを「リブに近い世代のメンバーの発言である」と

記憶している事実から、世代の差ゆえの経験の差から来る、市民運動に求める態度の違いが見てとれる。

加えて、考える会では個人の尊重こそが重要であると主張されたため、その意識が動機の多様性への向き合い方にも影響したとも考えられる。97年3月の『(考える)ニュース』No.98における例会報告は、こうした態度が象徴的に表れている以下の文で締め括られる。

> 反対派に対する理論的反論はもちろんですが、まずは私たち自身が、自分たちにとっての「別姓」の意味、つまり「かけがえのない私という“個人”を大切にしたい(その裏には他人の違いも認めて相互に尊重しようという含意があるはず…)」ために「別姓」を求めてきたことを再確認する必要があると思います。

最後に、最も重要なことは会の活動が持った性格である。考える会では法改正に主題を置くよりも実生活の中での具体的な問題とその解決策を共有したり、共に解決を模索したりすることで生活実態の方向から別姓を広めようとしてきたことは既に確認した。こうした実践の中では、それぞれの問題の解決に取り組むことこそが重要であり、その問題を抱えるに至った動機は背景と化す。つまり、動機の違いは横に置かれたまま、具体的問題の解決とそれを通じて別姓を広めることこそが、考える会における最終的な目的のための手段として選択された。

考える会では主流の言説としては差別解消のための共闘を求めつつ、こうした複合的な要素によりそこには当てはまらない個々人の要求にも応答してきた。ここには、様々な動機を抱えて別姓を求める個人が集まって支え合うことによる共闘と、そのようにして実生活の部分から別姓を広げて、ゆくゆくは法改正とその先の差別解消をも求めていこうとする共闘が重なり合って存在した。

第３節　「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」：発足と活動

夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会(あいち別姓の会)は、1988年に9名の女性の呼びかけのもと結成された。7月に名古屋弁護士会の主催で開かれた夫婦別姓に関するシンポジウムをきっかけに現行制度に疑問を持った女性たちが出会い、「せっかく集まったのにまたバラバラになるのは勿体ない[20]」と会を結成したことからその活動が始まり、同年11月には初めての例会が開かれた。会員の人数は215名、年代は20代～80代までと幅広く、男性が2割ほど、別姓の実践者は事実婚と通称使用を合わせて会員の2～3割弱ほどである[21]。

あいち別姓の会では、例会の開催と会報の発行は隔月で行われた。この会において特徴的であったのは、世間に対する広報活動への注力の仕方であった。80-90年代には、自治体が主催する女性イベントなどへの参加が継続的に行われ、パネル展示やビラの配布、請願の署名集めを行った。加えて、初期のころは劇などのパフォーマンスも行われていた。郷ひろみの楽曲「お嫁サンバ」の替え歌「別姓サンバ[22]」を作成して劇中で披露し、世間に対して別姓という生き方を明るくアピールした。会報では、このイベントの成果として、会の活性化と「別姓」という言葉の宣伝ができたと報告されている[『(あいち)ニュース』No.4 1989.7]。こうした広報活動については、二宮への聞き取り調査でも会の活動として最初に挙げられたものであり、会員にとっても印象の深いものであったことが伝わる。二宮は

「まず別姓をわかってもらう」必要があったと、その活動の意図を語った。別姓という言葉自体が世間に浸透していなかった当時の状況を考えると、この活動の意義は大きい。

行政への働きかけについては、1990年から愛知県選出の議員らに紹介議員を依頼して請願署名の提出を始めている。請願の提出は継続的に行われ、法制審の中間報告や要綱試案への会としての意見書も作成・送付している。こうした機会に会としてどのような意見をまとめるかが運動の方向性を決める上で重要であることはこれまでも確認してきた通りである。しかし、弁護士の二宮は『(あいち)ニュース』No.24[1992.10]において考えうる戸籍編製について解説した上で、「あいち別姓の会では、戸籍について、意見を統一するのは無理では、と思っています。」と締めくくる。そして1992年の中間報告に対する会名義の意見書では、どの戸籍編製方法を望むかは明言せず、「女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するという原則に立った法改正が行われることを要望」[『(あいち)ニュース』No.26 1993.2] している。ここでは改正方法に伴う意味のみに言及することで、会としての要望が巧みに打ち出されている。

また、1994年の要綱試案に対する意見書[『(あいち)ニュース』No.35 1994.9]では、冒頭に「氏名権の尊重」と「両性の平等」を実現する立場から別姓選択制の導入を支持すると述べた後、様々要望を述べる。その中でも、ここではA案に対しての意見を取り上げる。あいち別姓の会は「子の氏は統一」という規定を含んだA案に明確に反対し、子の氏については各々の夫婦に委ねられるべきであると主張する。その問題点とは、①現在、男女共に自己の氏を子に伝えたいために婚姻を諦めているカップルの問題が解決しない、②現在社会で子の氏を統一にしたら、それは夫の氏になり、男性優位社会・家族を温存して「子の福祉」に反する、③一人だけ氏の違う妻が疎外感を抱き、「家族の安定」がむしろ崩れる、④婚姻の成立要件に子の氏についての合意を加重することは婚姻の自由の侵害、の4点である。この後、例会でも「私たちは子の姓の統一強制に反対します！」というテーマで話し合いが持たれており、この規定への強い反対が表明された。

1996年になると、あいち別姓の会も「ネットワーク」へ加盟し、行政への請願運動などについては「ネットワーク」から伝わってきた情報の会員への周知が中心となった。

第4節　「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」における言説：「目的」の共有による動機の対立の解消

あいち別姓の会では、その初めての例会においてすでに動機の多様性が発見されていた。離婚経験を経て別姓の必要性を感じた人、姉妹のみで墓守りをどうするかが切実な問題として迫る人、家族制度への反対を表明する人など、計38人が集まった。この様相を報告した会報の創刊号[1988.12]では早速「このことは決して活動の障害になるのではなく、多様な意見を反映した、すそ野の広い運動へと私たちの会を育てていく、プラスの方向に活用していくことができると思います。」とあり、包括的な運動の試みこそが運動をすすめるために有効であろうとする(少なくともそうしていこうとする)考えが窺える。

あいち別姓の会における言説の特徴は、これまで見てきたすすめる会・考える会と比べると、親の姓を継ぎたいから・継いで欲しいから、という動機からの別姓が比較的多かったという点にある。あいち別姓の会の会報に

は会員が自分の思いを語る「リレー・エッセイ」欄が存在したが、創刊号[1988.12]のこの欄では、父親が亡くなった後に親の代で姓が絶えてしまうことの寂しさを感じ、自分が姓を変えたことが親不孝であると考えている女性が思いを綴っている。また、二宮への聞き取りでは、ある伝統芸能の家元の娘である女性が、親の姓を継ぎたく、運動に共鳴してくれ、それが会の広報活動の一つにつながったという話もあった。第6回例会は「お墓・家名で悩んでいる人、大集合！」というテーマで行われ、墓を抱えて途方に暮れている人や親・実家の姓を継承したいと願いながらの婚姻の難しさに直面している人の切実な悩みが綴られている。

一方で、家意識への疑問を抱える会員の声もしっかりと伝わってくる。『(あいち)ニュース』No.26 [1993.2] の「リレー・エッセイ」欄には、嫁扱いされた経験から女性を縛る家意識に疑問を抱いた女性が寄稿し、別姓の実現が“意識の在り方”を見直すきっかけになると考えるのは安易だろうか、と問いかける。また、現行制度は差別的であるという指摘も多くなされ、そうした雰囲気の中で、入会時は単に別姓だけ求めていたが、今は自己決定権の大切さや女性差別の問題も見えるようになったと述べる会員もいた[『(あいち)ニュース』No.41 1995.8]。ここにも対立した動機があるように思われるが、このような状況下であいち別姓の会では包括的な運動はどのように志されたのであろうか。

(1) 対立軸の解消

ここで、親・実家の姓を継ぎたいと望む人々がその動機の先に見出していた目的をどう捉えるかが重要となる。聞き取りにおいて二宮は、夫婦別姓を求める基本的な考えとして、夫婦に同姓を強制することは一方が他方に吸収されるという男女不平等（男性優位）を招き、人格の尊重を阻むためであると述べる。その上で、二宮は動機の多様性についての質問に対して自身の経験を踏まえて以下のように語る。（下線は筆者による）

> あのね、まずね、親の姓を継ぎたいっていう人がいるわけだ。女の子ばっかりのきょうだいとかなんとかでね。で、最初集まった頃、そういう人とは、一緒にやりたくない、という人がいたね。それで、私自身、子どもがない家に小学校4年生の時に、まあ、親の姓を継ぐっていうのと、それから、親の面倒を見る、そのために私はもらわれてきたわけ。おばさんのうちなんだけどね。それで、私の意見としては、自分が男の子であれば、そういうことがなんの障害も無くできるのに、自分が女であるために、結婚したら姓も継げないわけだよね。だから、そういうのは、なんていうのかな、男女差別のうちの一つであると。（中略）それで、親の姓を継ぐって言っても、封建制度的なね、嫁にするとか、そういうのとは違う、もう少し記号としての名前を、残したいというか、そういうことなんで。それが封建的な人間関係に直接結びつくわけではない、という風に私なんかは思ってて。そういう人たちも一緒にやりたい、と。（中略）だから、ここの中でね（会の呼びかけ人の一覧を指す）、私もそういう、家の事情っていうのを、生い立ち上抱えてるわけね。それでBさんも、結婚した時には一応、相手の名前になったんだけども、途中で自分の旧姓のBに、一家中が変わった。自分の夫も子供もみんなB姓に変わったりしたんだよね。（中略）Cさんも女の子ばっかりのきょうだいだったと思う。そういう人たちが、結構

強固な運動の推進者になってたんだよね、そういうことはありました。（中略）家父長と姓を継ぐっていう事は、全くイコールではない、ということだね。だから、家父長制を望んでる人は会員の中には誰もいなかったと思う。だから、あなたは何派？っていうビラを作って、親の姓の継承を求めるような人もあるし、男女平等の人もあるし、あとは職業上の利益。学者が論文を書くとかね。そういうのもあるし、色々ありますよっていうようなビラを作ったこともあったね。

つまり、あいち別姓の会は、親の姓を継ぎたいという思いを持つ会員が中心となって牽引したが、そこには「親の姓の存続≠家意識の存続」という図式が存在した。さらに、先述の第6回例会「お墓・家名で悩んでいる人、大集合！」の報告は以下の文で締め括られている。

「家」にしばられて、女性が不利な立場に置かれるのはつらい。でも、それをイヤと言えないでいるのは、もっとつらい。それが分かるから、“別姓”は逃げ場所ではなく、のしかかる家制度を何とかする手段にしたいと思うのです。社会全体で見たら、別姓を望んでいるのは大した人数じゃないよと、よく言われます。でも、自分の思いを表に出せないでいる人々の存在に、目を閉じないで欲しい。そして、その一人一人が持っている悩みの切実さを分かって欲しい……。別姓がそれらすべてを一挙に解決してくれるなんて、夢ゆめ思ってやしません。でも解決の糸口にはなってくれるはずだと信じています。［『（あいち）ニュース』No.6 1989.10］

ここには、家に縛られる女性の立場を少しでも改善したいという目的のための手段として夫婦別姓が捉えられている。「親の姓の存続≠家意識の存続」という図式がのもとで、親の姓を継ぎたい・継がなければいけない会員も含めて、女性差別的な現状への反対という目的を共有するという形で対立が解消され、別姓法制化を求める運動がすすめられた。ここにもフェミニズムに基づいた共闘を見出すことが出来る。さらに二宮の語りには、親・実家の姓を継ぐ実質的な機会の均等がないという面での女性差別への指摘もある。

（2）意見書における主張の調整

あいち別姓の会による行政への意見書の内容は前節で確認した、ここでは会内部の言説も踏まえて、そうした意見書においてどのような調整がなされたのかを確認する。

あいち別姓の会では90年3月の第9回例会にて、戸籍について考える場が設けられた。戸籍問題に取り組む会の会員を報告者に招き、戸籍の成り立ち、軍国主義に利用されたこと、婚外子差別についての学習・討論がなされたが、その際、報告者の一人の子どもが無戸籍であるという点に、あいち別姓の会では大きな驚きがあった。この実践は差別を生み出す戸籍へ加担しないという意思の表明である。これに対して、会報における例会報告では、共感・激励の声があった一方で、戸籍を否定しきれない考えも多くあった。

さらに、1992年の会報No.24での戸籍編製方法の解説の際、二宮自身が、その時点では別姓同戸籍が妥当であるという考えを有していたことが述べられている。最終的には個人籍がいいという考えを持ちながら、個人籍の実現可能性の低さや別姓別戸籍に伴う新たな問題を考慮した上での判断であった。

1992年中間報告に対する意見書にて、求め

る戸籍編製方法が示されず「女性差別の撤廃」を求めるに留めるという選択がとられたことの背景には、こうした会内部の状況や二宮自身の考えがあるだろう。会の内部で合意のとれない部分にまでは言及せず、しかし会として合意が形成されている、最終的な目的を明記するという方策をとることで、言説の対立を起こさないための工夫がある。

また、改正案が明らかになっていくにつれて会が強く主張した「子の氏統一に反対」という点については、その理由として親・実家の姓を継ぎたいと望む人も、男女平等のために家意識からの解放が重要だと考える人も、双方を含むことが可能な形で述べられた。多様な動機を行政に対する要求の中にも積極的に包括していこうとする試みである。

この二つの意見書に共通するのは、会員が持つ動機や思想の多様性を尊重し、それらをカバーできる位置に具体的要求を設定することで、法改正に向けた行政への働きかけという共闘を重視した試みであろう。

おわりに

以上、本論文では夫婦別姓選択制を求めた市民運動が、時に対立する多様な言説を抱えながら、どのようにその活動を展開してきたかを明らかにした。第１章では夫婦同姓の規定が家意識を醸成してきたこと、それが時代の要請によって様々な角度から問題化されるも、夫婦別姓という選択肢の追加が必ずしも差別の撤廃に帰着するものではないことを確認した。

第2章では「夫婦別姓選択制をすすめる会」の事例に基づき、内部で意見が対立する運動における議論の過程を追った。家意識からの解放や女性差別の解消のために夫婦別姓を求めたいというフェミニズム的目的意識を持つ会員が多い中で、自身の都合や家の姓を継ぎたいという思いを持つ会員と共にどう運動を進められるかの議論が繰り返された。その中で、会として標榜する方向性と内部での実態の間に乖離が生まれ、その乖離を受け入れることで包括的な運動が進められた。議論を通して、フェミニズム的共闘が、より広い主張を含んだ共闘と共存していくという変化があった事例である。

第3章では、動機の多様性を抱えながらも、それがさほど対立しなかった運動の形態を「結婚改姓を考える会」と「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」の事例に基づいて明らかにした。「結婚改姓を考える会」では、別姓法制化の要求と婚姻制度の差別性への指摘が共存する中で、個人の尊重が強調され、それが多様な動機に対しても適用された。また、別姓実現の先に男女平等や個人の尊重というフェミニズム的目的を見通しながら、法改正よりも実生活の面での別姓の普及に比重を置いたため、動機の違いを横に置き、一人一人を尊重する共闘の姿勢を持つことができた。「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」では、親の姓を継ぎたいという思いを抱える会員が多い中で、その望みが家制度の存続を求めるものではないという認識が共有され、女性差別的な状況を変えるための夫婦別姓が求められた。さらに、行政に対する具体的な要求が、会員内の多様な思いを反映するよう巧みに作成された。

このように、市民運動は法制化を求めるのみならず、現行制度の差別性を問いかけ、その先の社会の変化を求めた運動であった。先行研究においては、運動内におけるこうした夫婦別姓への意味付けを問題視する指摘もあった[諫山 1997][笹川 2007]。別姓の法制化によって社会の意識の変革を求めることは

過剰な期待であり、法改正を求めるにはその結果（法律婚の範囲が広がるだけ）を正しく見通した議論が必要であるという。

しかし、本稿では80-90年代に夫婦別姓選択制の法制化を求めた市民運動内のフェミニズムとその共闘の試みをこそ評価したい。今よりも差別が激しかった時代において、夫婦別姓選択制の法制化は、改姓を迫られた女性たちにとっては自分の身に降りかかる差別を何とかすることができるかもしれない、という希望の光であったはずだ。そして、そうした差別への問題意識を共有した男性やシングルの女性も運動に参加した。その思いを抱えながらも、異なる別姓への要求と対立するのではなく、その差を受け止め、支え合い、共に歩める方法を模索して差別撤廃を求めることは決して簡単ではなかった。

そしてもう一つ評価すべきは、市民運動は当時の参加者にとって非常に重要なエンパワメントの役割をも果たしたという点である。周囲の理解も無い中で孤独に別姓を求めていた人が市民運動に出会い、一人ではないと知った喜びを会報に寄せる、という例はどの団体にも多い。聞き取りの中でも市民運動で得た繋がりが自身の別姓実践において支えになったという声があった。また、情報の共有をしたり共に勉強をしたりといった活動は、別姓実践のノウハウを得て理論的に力を蓄えることにも繋がり、モチベーションの維持に有効であった。インターネットのなかった80-90年代においては、同じ立場の仲間に出会う場であることこそが市民運動の重要な役割の一つであった。

ここで今後の課題を2点挙げる。まず、本論文は先駆的かつ地域代表的な三つの団体を研究対象としたが、全国には他にも多く関連の運動があり、その内情についてはほとんど明らかになっていない。今回は比較的規模の大きな団体を扱ったため紙媒体の一次資料も存在したが、地方の団体では関係者への聞き取り調査しか手法がない可能性もあり、早めの研究が必要である。また、90年代ジェンダー・バックラッシュの後、2000年代以降の市民運動についても見識を深め、どのような流れの上に現在の状況があるのかについても考察したい。

現在、夫婦別姓の問題は再び過渡期を迎えている。先の衆議院選挙(2021年10月)ではその大きな争点の一つとしてジェンダー平等が掲げられ、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた各党の姿勢にも注目が集まった。一方で自己責任論的な考えが広まり、姓の選択についても「当人たちの主体的な選択の結果であり、女性差別ではない」とする見方は根強い。

この状況を迎え、夫婦別姓という選択肢の法制化を求めることの意味を、再度明確化していく必要があると考える。例え今後どのような形式で法制化が実現されたとしても、別姓という選択肢が追加されることが、社会を変えるどのような一手になりうるのか、その意味についての議論が深まっていることが重要である。そうすれば、不平等な構造を残した別姓の実現となっても、その先の多様な社会を求め続けることができるだろう。そしてその議論の中で自身の考えと相容れない言説に直面した時、どのようにその相反を乗り越えた共闘ができるのかは、過去の市民運動の実践に学ぶことができる。

〈謝辞〉

本研究を進めるにあたり、資料の貸し出しや聞き取り調査への協力をご快諾いただいた「夫婦別姓選択制をすすめる会」、「結婚改姓

を考える会」、「夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会」の皆様に、心よりお礼申し上げます。皆様のお話をお聞きし、また、資料を通して80-90年代当時の声に触れたことは、本研究の成果となったのみならず、別姓を求める一人としての私自身が「なぜ別姓か」を繰り返し問いなおす契機となり、これは今後の人生の選択において大きな糧となると予感しております。

参考文献一覧

諫山陽太郎（1991）『別姓結婚物語』株式会社創元社

――――（1997）『〈別姓〉から問う〈家族〉』勁草書房

井戸田博史（2004）『夫婦の氏を考える』世界思想社

井上輝子（1994）「〈女の視座〉をつくる」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『日本のフェミニズム2：フェミニズム理論』pp.31-45

井上治代（1986）『女の「姓」を返して：夫婦別姓のすすめ』創元社

今井多恵子・坂和宏展・市川恭子・安井郁子・竹下さくら（2015）『事実婚・内縁　同性婚：2人のためのお金と法律』国宝社

上野千鶴子（1989）「夫婦別姓の人類学」福沢恵子編『現代のエスプリ：夫婦別姓時代を生きる』No.261, pp.158-165

――――（2006）「戦後女性運動の地政学：「平和」と「女性」のあいだ」西川祐子著、ひらたまさき、キャロル・グラック監修『戦後という地政学』東京大学出版会 pp.137-180

――――（2020）『近代家族の成立と終焉：新版』岩波書店

上野千鶴子・小倉千加子（2002）『ザ・フェミニズム』筑摩書房

大村敦志（2010）『家族法』第三版、有斐閣

折井美耶子（2003）「明治民法制定までの妻の氏」『歴史評論』No.636, pp.24-34

「女・エロス」編集委員会（1973-1982）『女・エロス』社会評論社

柏谷佐和子（1992）「「夫婦別姓」のセカンドステージ」『現代思想』Vol.20, No.1, pp.110-115

鹿野政直（2004）『現代日本女性史：フェミニズムを軸として』有斐閣

婚外子差別と闘う会編（1989）『討論集会：ちょ・ちょっと待って！夫婦別姓：婚外子差別はどうなるの？』婚外子差別と闘う会

阪井裕一郎（2021）『事実婚と夫婦別姓の社会学』白澤社

榊原富士子（1992）『女性と戸籍：夫婦別姓時代に向けて』明石書店

坂本洋子（2018）「選択的夫婦別姓の実現を阻むものとは何か」『女たちの21世紀』No.95, pp6-12

笹川あゆみ（2007）「夫婦別姓賛成派内の多様性：法改正推進運動は何故盛り上がらないのか」『ジェンダー研究』Vol.10, pp.3-27

佐藤文明（1984）『戸籍がつくる差別：女性・民族・部落、そして「私生児」差別を知っていますか』現代書館

――――（2010）『戸籍って何だ：差別をつくりだすもの：増補改訂版』緑風出版

澤田省三（1990）『夫婦別氏論と戸籍問題』株式会社ぎょうせい

Shin, Ki-young（2004）“Fufubessei Movement in Japan: Thinking about Women's Resistance and Subjectivity”, F-GENS Journal, No.2, pp.107-114

「すすめよう！選択的夫婦別姓ネットワーク」1996年3月23日集会パンフレット「シンポ国会目前！議員も市民もいまこそ語ろう夫婦別姓」

――――――――――――――――――――（1996.6.1）

行政への要望書「選択的夫婦別姓は日本社会を豊かにきりひらく―今こそ民法改正の実現を―」

「すすめよう！民法改正ネットワーク」1996年11月9日集会パンフレット「じっくり語ろう、民法改正～男から、女から～」

――――――――――――――――――――1997年3月20日集会のパンフレット「ぜったいほしい民法改正超党派で今国会で成立を！」

善積京子（1997）『〈近代家族〉を超える：非法律婚カップルの声』青木書店

石橋（2016）『ジェンダー・バックラッシュとは何だっ

たのか：史的総括と未来へ向けて』インパクト出版会
高橋菊江・折井美耶子・二宮周平（1995）『夫婦別姓への招待：新版』有斐閣
東京弁護士会女性の権利に関する委員会編（1990）『これからの選択：夫婦別姓：〈個と姓の尊重〉女と男の自由な関係』日本評論社
西村光子（2006）『女たちの共同体（リブたちのコレクティブ）：70年代ウーマンリブを再読する』社会評論社
二宮周平（2006）『新版：戸籍と人権』株式会社解放出版社
————（2007）『家族と法：個人化と多様化の中で』岩波書店
————（2018）『家族法：第4版』新世社
日本を守る国民会議ビラ「家族を崩壊させる―「夫婦別姓法案」に反対の声を！」発行年不明
沼崎一郎（2019）『「支配しない男」になる：別姓結婚・育児・DV被害者支援を通して』株式会社ぷねうま舎
久武綾子（1988）『氏と戸籍の女性史：わが国における変遷と諸外国との比較』世界思想社
————（2003）『夫婦別姓：その歴史と背景』世界思想社
久武綾子・戒能民江・若尾典子・吉田あけみ（1997）『家族データブック』有斐閣
福沢恵子（1989）「現代女の姓（なまえ）事情：『姓』をつつくと社会が見える」福沢恵子編『現代のエスプリ：夫婦別姓時代を生きる』No.261, pp.9-20
福島瑞穂（1997）『福島瑞穂の夫婦別姓セミナー』自由国民社
福島瑞穂・榊原富士子・福沢恵子（1989）『楽しくやろう夫婦別姓：これからの結婚必携』株式会社明石書店
法務省民事局参事官室（1993）「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告」『ジュリスト』No.1015, pp.305-311
法務省民事局参事官室編（1994）『婚姻制度に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』日本加除出版
星野澄子（1987）『夫婦別姓時代』青木書店
————（1989）『非婚と結婚：さまざまな生の選択』青木書店
————（2003）「現代社会の夫婦別姓と名前：戸籍vs身分証書の視点から」『歴史評論』No.636, pp.57-63
溝口明代・佐伯洋子・三木草子編（1992-1995）『資料日本ウーマン・リブ史』全3冊、松香堂書店
牟田和恵（2006）「フェミニズムの歴史からみる社会運動の可能性：「男女共同参画」をめぐる状況を通しての一考察」『社会学評論』Vol.57, No.2, pp.292-310
民法改正を考える会（2010）『よくわかる民法改正：選択的夫婦別姓＆婚外子差別撤廃を求めて』株式会社朝陽会
民法改正をすすめるグループ編（1996）『民法改正そこが知りたい：選択別姓と子どもの平等を』かもがわ出版
八木秀次・宮崎哲弥編著（1996）『夫婦別姓大論破！』洋泉社

〈各会発行の一次資料〉

・夫婦別姓選択制をすすめる会
会報『夫婦別姓選択制をすすめる会通信』（1986.3-1999.11）
冊子『10年を記念して：「夫婦別姓」という挑戦』（1995）
「『婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告』に関する意見書」1995年12月14日

・結婚改姓を考える会
会報『結婚改姓を考える会ニュース』（1988.1-1999.12）
冊子『これからは別姓結婚vol.1』（1989）
冊子『これからは別姓結婚vol.2：姓（なまえ）もハートも大切に』（1990a）
冊子『これからは別姓結婚vol.3：姓（なまえ）もハートも大切にするための資料集』（1990b）

冊子『これからは別姓結婚vol.4：いろんな関係』（1991）
冊子『第1回結婚改姓を考える全国交流フォーラム報告集』（1992）
・夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会
会報『夫婦別姓選択制の実現をめざす―あいち別姓の会ニュース』（1988.12-1999.11）
会が作成したビラ2種（発行年不明）
A：「夫婦別姓・夫婦同姓、どちらでもいいことにしてほしいな。あなたは何派？」
B：「夫婦別姓　夫婦同姓　どっちでもいいことにしてほしいな！！」

注

1 平成27年の時点で96％の夫婦が男性側の姓を選択している。（厚生労働省平成28年度人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」URL：https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin16/dl/01.pdf　最終閲覧日：2020/10/25）

2 『朝日新聞』2009年9月12日朝刊「性差別解消、進まぬ日本　国連委勧告、期限切り対応迫る」、『朝日新聞』2016年7月18日朝刊「女性差別解消、実結ばぬ勧告　国連委、5回目公表　前進望む声」

3 法務省「民法の一部を改正する法律案要綱」URL：https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_9602261.html#:~:text=%E6%B0%91%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E3%82%92%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%99%E3%82%8B%E6%B3%95%E5%BE%8B%E6%A1%88%E8%A6%81%E7%B6%B1%20%E5%B9%B3%E6%88%90%E5%85%AB%E5%B9%B4%E4%°°%8C%E6%9C%88%E4%BA%8C%E5%8D%81%E5%85%AD%E6%97%A5%20%E6%B3%95%E5%88%　（最終閲覧日：2021/11/15）

4 事実婚の関係にある配偶者には相続権がないため、財産を受け取るためには法律婚関係であれば必要のない手続きが必要となる。具体的には生前贈与や遺言による贈与などの選択肢があるが、相続税よりも高額な贈与税が徴収される。Oの場合、亡きパートナーの親族と話し合い、パートナーの法定相続人から贈与を受けることを取り決めた。

5 すすめる会の意見書より「C案のような通称格上げ型別姓（むしろこれは別姓というに値しないものです）には断固反対します」[『通信』第64号1994.9]、考える会の会員のお便りより「強いていえばB案。A案は次点。C案は論外。」[『（考える）ニュース』No.70 1994.10]、あいち別姓の会の意見書より「C案では、夫婦別氏を認めたことになりません。」[『（あいち）ニュース』No.35 1994.9]など。

6 『朝日新聞』1996年1月31日朝刊「「姓」も戸籍に記載　別姓選んだ夫婦や子　民事行政審議会答申」

7 夫の家の墓に入ることへの拒否、実家の墓への愛着、墓の継承における慣習主義（異なる姓では継げない等）、無縁墓の増加など。

8 姓の変更を強制することは、結婚という個人的な事象を強制的に開示させるため。

9 姓を自分のパーソナリティを表現する手段として捉えると、そこに表現の自由があるべきとする考え方。加えて、現在の日本の社会通念を考慮すると、姓を変えないという行為は象徴的な抵抗表現であり、それを強制的に改姓させることはこの表現行為の侵害であると考える。

10 憲法では婚姻は「両性の同意のみ」によって成立するとされているにも関わらず、婚姻届の提出の際に「夫婦の姓」を選択しないと受理されないという事実は、姓の統一が実質的に婚姻の成立要件となっており、これは婚姻の自由の侵害であるとする考え方。

11 この主張はフェミニズムから派生した主張であるため、ここで扱った。日本は届出婚主義をとっており、その中で国家に登録されない家族は非正当なものとして扱われる。婚外子差別は正当な関係性の「妻」の地位を守るためのものであり、ひいてはその婚外子を産んだ女性（正当ではない関係）への差別である。また、この主張をした団体「婚外子差別と闘う会」もリブ運動の中から生じ、男女の対等な関係を阻む戸籍制度を否定している。

12 WAN（Women's Action Network）の紹介より：1977 年のリブ合宿で知り合った、「家」や「戸籍」制度に疑問をもつ関西の女たちが「グループせき

らん」を結成。出生届の「父母との続柄欄」で嫡出・非嫡出の区別チエックを強いられることを拒否し、「父母との続柄欄」廃止を求める運動を始め、1982 年に組織名を「婚外子差別と闘う会」に改称する。「戸籍」では、在日外国人・被差別部落出身者・婚外子（非嫡出子）などを容易に探すことができ、それらが人々の根強い差別を支えている。私たちは、戸籍制度を否定し、女と男の対等な関係性を模索し、女性の自立と子どもの幸福を求め、社会のあらゆる婚外子差別と闘ってきたグループである（women's action network「ミニコミ図書館・婚外子差別と闘う会」URL：https://wan.or.jp/dwan/dantai/detail/101　最終閲覧日：2021/11/27）

[13] 『日本大百科全書』では「1947-1949年生まれの世代」と定義されるが、会の第一世代の年代はもう少し広いと考えられる。ここでは語りにおける表現を尊重し、語り手より年長の、会の第一世代を広く含むことばとして「団塊の世代」という表現を用いた。

[14] 自民党三名、公明党三名、社民連一名、サラリーマン新党一名、無所属二名

[15] この内容は厳密には「要綱」ではなく、別姓法制化時の戸籍編製法を検討してきた民事行政審議会の答申によるものである。

[16] 東京都を拠点として活動した別の団体。1988年に結成された。

[17] 法制審としての公式の情報は見つけられていないが、1991年4月発行の『通信』第45号では、会員の耳に別姓同戸籍の方向で議論が進んでいるという情報が届いていることが語られた。同年3月31日の『毎日新聞』の東京朝刊「［日曜スペシャル］夫婦別姓認めていい　加藤一郎法制審・身分法小委委員長／1」という記事内において、法制審議会の民法部会身分法小委員会の加藤一郎委員長が、個人的な見解としては法改正に前向きな姿勢を見せつつ、戸籍編製は立法のために個人籍は妥協し、同戸籍が良いとする考えを寄せている。

[18] 2021年10月30日例会でのOの語りや、1991年実施の会員向けアンケートの結果から個人籍が望まれている点、『（考える）ニュース』に寄せられる会員からの「お便り」を概観した全体の印象から。

[19] 兵庫県を拠点にした、女性たちによって戸籍の問題化が行われた会。婚外子の住民票続柄記載や、妻が婚姻中に懐胎した子どもは夫の子であると推定する、かつ、その期間が離婚成立後もしばらく続くことを定める父性推定（嫡出推定）などを問題化した。

[20] 2021年9月26日の二宮純子への聞き取りより。

[21] 発行年不明のあいち別姓の会のビラBと、1991年3月の『（考える）ニュース』No.27におけるあいち別姓の会の2周年への集会参加報告より。

[22] 替え歌の歌詞については不明だが、「別姓サンバ」が歌われた劇では、伝統的な結婚をした「これまで夫婦」に対置する形で夫婦別姓を主張する「これから夫婦」が登場し、「ときめく夫婦は生涯青春、人の名前に変えないわ」と明るく訴えた［（あいち）ニュースNo.4 1989］と報告されている。